

魅力向上事業に関する事項

1 魅力向上事業について

長居公園は、2002年にFIFAワールドカップ、2007年には世界陸上選手権など国際的なスポーツイベントが開催され、現在も年間を通じてJリーグなどのプロスポーツの試合から市民レベルの競技大会まで、各種のスポーツイベントが幅広く開催されている、大阪市内唯一で大阪府内有数の運動公園です。また、ジョギングやウォーキング、子どもたちの遊び場として、日常的な利用も多い地域に身近な公園であるとともに、四季折々の草花により季節感を感じることができる長居植物園を有する特徴から、市民の憩いの場となっています。

指定管理事業者には、これらの特徴を活かし公園内の各施設や公園全体の魅力向上を図るために、既存公園施設の機能向上や各種公園施設の連携等、新たな魅力を創出する事業を「魅力向上事業」として提案し、実施していただきます。

2 提案の前提条件

魅力向上事業の事業計画は、長居公園の利用実態及びコンセプトを踏まえ、都市の中の貴重なみどりの良好な維持管理を前提として、指定管理事業者の優れたアイデアにより長居公園の効用と魅力を高め、公園利用者のサービス向上につながるものとし、指定期間開始後概ね5年間で実施可能な計画としてください。

なお、指定期間開始後6年目以降の事業計画についても可能な限り提案してください。

(1) 長居公園のコンセプト

人生100年時代を見据える中、スポーツ・教育・鑑賞を通じて
生活の質の向上と健康長寿への取組を実践する公園

(2) 関連法令等

公園及び公園内施設の管理運営を行うに当たっては、募集要項P10「6(1)上位計画」及びP17「10(3)法令等の遵守」に掲げるもののほか、次の法令等の規定を遵守してください。

- ・都市計画法、文化財保護法、ガス事業法、電波法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、建築物の耐震改修の促進に関する法律、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壤汚染対策法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、個人情報保護に関する法律、その他関連法規
- ・大阪市都市景観条例、大阪市屋外広告物条例、建築物における駐車施設の附置等に関する条例、大阪府生活環境の保全に関する条例、大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領・同実施（技術）基準（大阪市）、大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱、大阪市暴力団排除条例、その他関連条例
- ・土木工事共通仕様書（大阪市建設局）、土木工事標準図面集（大阪市建設局）、公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房庁営繕部監修）、電気設備工事標準仕様書（国土交通省大臣官房庁営繕部監修）、機械設備工事標準仕様書（国土交通省大臣官房庁営繕部監修）、その他関連仕様

(3) 新たな公園施設に関する要件

長居公園は住宅地に近接した立地にあり、多くの地域住民の憩いや余暇活動の場として利用され、公園面積の約3分の1の面積を占める長居植物園を中心に、都市の中の貴重なみどりのオー

プンスペースとなっています。一方で、園内には長居陸上競技場などの多様な公園施設（建築物）があり、現状において、既に公園全体に占める建築面積の割合は高い状況となっています。

新たな公園施設（非建築物を含む。以下同じ。）の提案に当たっては、現在の植栽や広場機能を守るとともに、施設の設置状況や利用実態等を踏まえ、公園利用者の利便性やサービス向上を図る提案としてください。また、みどりのオープンスペースの質の向上や創出に努めてください。

① 許容建築面積

建築物を設置することができる面積（以下「許容建築面積」という。）は、大阪市公園条例第2条の5各項に定める建蔽率の範囲内とします。

（参考）現在の長居公園の建蔽率と建築可能面積

- ・現在の長居公園の開設面積は、657,084 m²です。
- ・大阪市営公園の建蔽率は、大阪市公園条例第2条の5で定めており、同条第1項に基づく長居公園の建蔽率は2%としています。
- ・同条第2項から第5項では、前項の建蔽率を超えることができる特例措置について規定しています。
- ・長居陸上競技場等の運動施設や教養施設等については、同条第2項の規定により、10%を限度に同条第1項の建蔽率を超えることができる特例措置を適用しています。また、屋根付広場や壁を有しない雨天運動場、その他の高い開放性を有する建築物については、同条第4項の規定により、10%を限度に同条第1項から第3項に規定する建蔽率を超えることができます。

大阪市公園条例に基づく
長居公園の建築可能面積（建蔽率）

現在の長居公園の建築面積（建蔽率）と
新たな公園施設の建築可能面積

第3～5項に基づく特例措置	第3～5項の施設の許容建築面積
第2項に基づく特例措置 65,708m ² （10%）	第2項の施設の建築面積 68,157m ² （10.37%）
第1項の建蔽率に基づく 建築可能面積 13,142m ² （2%）	第1項の施設の許容建築面積 3,534m ²
	第1項の施設の建築面積 7,159m ² （1.09%）

② 設置場所

設置場所は、別図1のエリアを踏まえ、長居公園の魅力向上に資する場所としてください。ただし、自由広場は、現在、多くの方々が様々な形態で日常的に利用され、また地下には市営駐車場等の地下構造物があることから、新たな公園施設の設置を提案することはできません。

別図1の各エリアは、今後、長居公園の効用と魅力を高めていくために重要なエリアと考えており、各エリアの特徴を踏まえた提案を積極的に求めます。

<エリアの特徴>

i 長居植物園北東エリア

長居公園及び長居植物園の北東部に位置する本エリアは、現在、出入口が南西側の1箇所しかない長居植物園のアクセシビリティや園内の回遊性を高めるために重要なエリアです。

ii 南広場エリア

長居公園通に面し、南広場や南駐車場がある本エリアは、子どもや子育て世代をはじめ日常的に多くの方が利用されており、これらの利用者へのサービス向上を図るために重要なエリアです。

iii 南西入口エリア

Osaka Metro 御堂筋線長居駅及び JR 阪和線長居駅に近接し、長居公園のメインエントランスとなっている本エリアは、公園利用者の動線を十分に確保しつつ、来園者を迎える公園の顔としての魅力を高めるために重要なエリアです。

iv 中央駐車場南エリア

中央駐車場と主幹園路（長距離走路）に挟まれた本エリアは、陸上競技場へのメイン動線の1つに隣接し、多くの方が通行されるにもかかわらず、水景施設が休止中です。水景施設を撤去し、その跡地に新たな機能を付加することで、利用者サービスの向上を図っていきたいと考えているエリアです。

v 郷土の森エリア

郷土の森の中央に位置するみどり豊かな本エリアは、老朽化している水景施設から機能転換し、郷土の森に新たな魅力を創出していきたいと考えているエリアです。

vi 苗圃跡エリア

北側の住宅地と主幹園路に挟まれた広大な本エリアは、点在している緑化普及啓発活動の場及び長居公園事務所のバックヤード機能を整理し、その跡地を活用して長居公園に新たな魅力を創出していきたいと考えているエリアです。

③ その他

新たな公園施設のデザイン等は、長居公園の自然景観及び周辺景観と調和するものとしてください。

長居公園は、建築基準法第86条の2第1項の認定を受けています。

長居公園の一部は、埋蔵文化財包蔵地（難波大道跡、南住吉遺跡）に該当しますので、工事に当たっては文化財保護法に基づく協議が必要となります。また、Osaka Metro や JR 西日本など周辺の施設管理者等との協議が必要となる場合があります。

(4) 建築計画等の確認

新たな公園施設の整備に当たっては、整備予定地において、提案に沿った施設が確実に整備できることを確認する必要があります。

土地利用については、関連法令及び大阪市の条例、要綱、要領等（以下「法令等」という。）による様々な規制があるため、次のとおり必要な問い合わせを申請者自らがを行い、法令等を遵守した提案内容であることを必ず確認してください。また、その確認は、原則、募集期間中に行ってください。

- ・ 下表に示す問合せ内容について、対応する問合せ先へ問い合わせてください。
- ・ 問合せの際には、必要事項を記載した様式 15「都市計画局への確認事項」を問合せ先へ提示し、本件公募に係る確認であることを申し出てください。
- ・ 問合せ先との打合せ後、様式 15 に確認した内容を記入の上、申請書類の提出時に併せて提出してください。
- ・ また、問合せの結果、建築計画等と諸規制等を照らし合わせることにより、申請事業者自らが施設整備可能と判断した日を様式 15 に記入し、提出してください。

問い合わせ先	電話番号	問い合わせ内容
都市計画局開発調整部開発誘導課 (大阪市役所本庁舎 7 階)	06-6208-9285	開発許可の要否、 大規模事前協議の要否
都市計画局建築指導部建築確認課 (大阪市役所本庁舎 3 階)	06-6208-9291	用途規制、建蔽率・容積率の制限、高さ制限、日影規制の有無、接道

※都市計画局開発調整部開発誘導課との相談に際しては事前に電話連絡が必要となります。

(5) 公園施設設置・管理許可等

新たな公園施設を設置する場合若しくは公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園を占有する場合、利用範囲・施設内容等について大阪市と事前に協議の上、大阪市の公園施設設置・管理許可又は占有許可が必要となります。

公園施設の設置・管理許可期間及び占有許可期間は指定期間内としますが、各許可は公園条例施行規則第 15 条に基づき、所定の期間ごとに更新手続きが必要となります。

(6) 保証金

ア 指定管理事業者は、公園使用料その他本事業から生じる全ての債務の担保として、指定管理事業者が所有する施設等の撤去・処分費相当額を、大阪市に保証金として預託していただきます。保証金の納入時期や納入額の算定方法等については、別途大阪市と協議の上、納入していただきます。なお、建築物が建築基準法に定める「簡易な構造の建築物」に該当する場合には、別途協議できるものとします。

【保証金の算出方法】

指定管理事業者が所有する建築物の延べ床面積 × 単価[※] + 指定管理事業者が所有する屋外（建築物以外）公園施設の設置許可面積 × 500 円/m²

※ 建築物の延べ床面積に対する単価は次のとおりです。

(ア) 鉄骨造

1 棟あたりの面積が 1,000 m²未満の場合 20,000 円/m²

1 棟あたりの面積が 1,000 m²以上の場合 24,000 円/m²

(イ) 軽量鉄骨（プレハブ）造

1 棟あたりの面積が 500 m²未満の場合 22,000 円/m²

1 棟あたりの面積が 500 m²以上の場合 21,000 円/m²

イ 保証金は、公園施設設置許可期間中、大阪市が無利息で預かることとし、許可期間の満了又は解除に際し、指定管理事業者による原状回復が完了した後、未払い等の債務があればその弁済に保証金を充当した残額を返還します。

(7) 施設の仕様条件

- ・ 本事業で整備する施設(改修又は改築する施設、案内サインの整備、周辺園地の整備等を含む。) (本号において以下「施設」という。)は、都市公園法令に規定する公園施設又は占用物件に限られます。
- ・ 施設の設置計画は、既存樹木や既存施設、利用者動線を考慮したものとしてください。なお、施設の設置に当たりやむを得ず既存樹木が支障となる場合は、既存樹木の樹勢を確認した上で移植又は新植を行う等、みどりの質の維持、さらには向上に努めてください。ただし、おもいで森等に植栽されている寄附樹木は、原則として撤去することはできません。
- ・ 施設のデザインは、長居公園の景観特性に十分に配慮し、施設外観及び外構並びに施設内部は、自然景観及び周辺景観と調和する意匠としてください。また、壁面緑化や屋上緑化を行う等、良好な景観形成に努めてください。
- ・ 施設の整備やそれに伴う園地の整備には、バリアフリー、ユニバーサルデザインに十分配慮し、利用者が安全かつ快適に利用できるように計画してください。また、施設は当該施設利用者だけでなく、誰もが利用できるトイレや休憩施設の併設にも努めてください。
- ・ 施設は、既存公園施設も含め省エネルギー化・再生可能エネルギーの活用、ライフサイクルコスト等の環境面にも配慮した計画としてください。
- ・ 指定管理事業者は、電気、通信、水道、ガス及び下水道管の供給について園内及び周辺の敷設状況を確認し、各供給事業者と協議の上、可能な限り新たに引き込みを行ってください。やむを得ず大阪市の施設から供給の必要が生じた場合は、大阪市の承諾を得た上で、電気、通信、水道及びガスについては、使用料が明確になるよう配置計画・整備を行ってください。

3 提案を求める内容

提案を求める内容は次のとおりです。なお、「①Ⅰ長居植物園に関する提案」と「①Ⅱ一般園地等に関する提案」は必須提案ですので、[提案を求める内容]を踏まえた魅力向上の提案を必ずしてください。

① 主要施設の魅力向上に関する提案（ハード・ソフト）

Ⅰ 長居植物園に関する提案【必須提案】

[現状]

長居公園の面積の約3分の1を占める長居植物園には、生きた植物を通じて、太古の昔から現代までの大阪における樹木の遷移を時代別に再現展示した歴史の森をはじめ、植物と人間生活との関わりを展示する11の専門園及びライフガーデンのほか、四季折々に美しい花を楽しむことができる多種多様な植物が展示されています。

また、花と緑と自然に関する様々な情報の収集・蓄積・発信を行うとともに、調査・学習・研修等を実践する場として、大阪地域の総合的・体系的な緑化普及啓発の拠点となる花と緑と自然の情報センター（以下「情報センター」という。）も併設されています。情報センター内のアトリウムは、植物にやさしい空間であるとともに、植物の扱い方や緑化の技法に関する企画展示や講習会等を通して、花と緑のまちづくり推進のための情報を発信する場となっています。なお、アトリウムの特定天井（約 620 m²）は、令和 2 年度に脱落対策工事を実施予定であり、工事に併せてアトリウム内の植栽は全て撤去する予定です（令和 3 年度に大阪市にて復旧予定）。

さらに長居植物園の敷地内には、人間をとりまく「自然」の成り立ちや仕組み、その変遷や歴史をテーマとし、地方独立行政法人大阪市博物館機構が経営・運営する大阪市立自然史博物館（以下「自然史博物館」という。）が設置されており、長居植物園をフィールドとしたイベント等も実施されています。

一方で、施設やサービスに目新しさが薄れており、長居植物園の近年の来園者数は 55～75 万人程度（無料入園者含む）に留まっています。

[提案を求める内容]

情報センターを含めた長居植物園のポテンシャルを最大限に活かし、大阪の自然や花・緑に憩い、ふれあい、体験を提供するために、長居植物園に求められる利用者のニーズを踏まえた、ハード・ソフト両面からの魅力向上や、効果的なプロモーション活動について提案を求めます。

ア ハード事業

長居植物園の本質をなすコアゾーン（歴史の森、専門園、ライフガーデン）の再整備や、自然や植物を題材とした長居植物園ならではの新たな魅力の創出について提案を求めます。なお、歴史の森、専門園及びライフガーデンは、規模等を減じないことを前提に、拡張及び移設の提案をすることができます。

大池に隣接する休養施設（現在は、飲食店として活用）や情報センター内の既存飲食店について、来園者への長居植物園ならではのサービスを提供する利活用の提案を求めます。

また、長居植物園北東エリアについては、長居植物園のアクセス性や回遊性を高めるため、「2(3)②設置場所」に記載しているエリアの特徴を踏まえた、新たな公園施設の設置提案を求めます。

長居植物園の高付加価値化を前提に、現在の利用料金を超える料金を提案することができますが、その場合は、利用料金を変更する妥当性等も併せて提示してください。なお、利用料金の変更には大阪市公園条例の改正が必要となります。

イ ソフト事業

長居植物園が有する社会的責任や機能を踏まえ、長居植物園だからこそ提供できる観察やふれあい、体験を通じて、自然や環境、生物多様性などに対する意義や相互関係を伝え、来園者の気付きを手助けするプログラムの提供等、より積極的かつ新たなソフト事業の取組みの提案を求めます。

また、情報センター内のアトリウムについて、植物の企画展示や講習会、各種イベントを行うなど多様な利用ニーズに対応できる現状の機能と、植物という生きた素材を効果的

に扱える、植物にやさしい豊かな緑の空間という施設形態を残した上で、花と緑のまちづくり推進のための情報発信拠点施設という特性を活かした緑化普及啓発につながる新たな利活用の取組みについて提案を求めます。また、アトリウムの魅力向上につながる植栽展示計画についても提案を求めます。なお、植栽展示計画の内容は、大阪市が作成する植栽復旧計画及び植栽復旧工事の参考とします。

ウ プロモーション活動

情報センターを含めた長居植物園への来園動機を高め、新規利用者やリピーターを獲得する、効果的かつ新たなプロモーション活動について提案を求めます。

II 一般園地等に関する提案【必須提案】

[現状]

一般園地は、みどり豊かな自然景観を形成しており、特に園中央部にある「郷土の森^{※1}」や「おもいで森^{※2}」は、多くの方にとっての憩いの場となっています。郷土の森や長居植物園、自由広場等を周回する、一周 2.813 km（15 周すると 42.195 km）の長距離走路では、地域の方が日常的にジョギングやウォーキングを楽しまれるとともに、駅伝大会等にも利用されています。園内に4箇所（北・北東・南東・南）あるこども広場には、各種遊具が設置されており、地域の多くの子どもたちに利用されています。また、南西にある自由広場では、東住吉区民フェスティバルをはじめ各種イベントが開催されるとともに、日常的には、老若男女を問わず、多くの方が球技などで気軽に利用されています。

長居プールに隣接する苗圃跡エリア（約 10,000 m²）は、現在その一部を、グリーンコーディネーター^{※3}の育成事業や地域の花壇づくり支援事業^{※4}、長居公園事務所のバックヤードとして使用しています。

- ※1 郷土の森は、集団就職で全国から大阪に移った青少年たちが携えていた県木の苗木を植樹し、昭和 43 年に完成しました。植樹された 8,600 本の苗木は大きな森に成長しており、郷土の香りに包まれた場所となっています。
- ※2 おもいで森は、誕生から入学、就職、結婚等の人生の節目の記念に、約 140 組の市民の皆様からの寄付によって植樹されました。花の咲く木や実のなる木など、多くの木々が美しい森に育ち、世代を超えて受け継がれています。
- ※3 花と緑について専門的な知識を有し、地域における様々な緑化活動等の中心的な役割を担う人材
- ※4 民有地等において花壇づくりを予定している地域団体、住民グループなどを対象に技術習得していただくための事業

[提案を求める内容]

多くの方が憩いや余暇活動の場として利用され、都市の中の貴重なみどりのオープンスペースとなっている長居公園の現状を踏まえ、公園利用者の利便性やサービス向上とともに、みどりのオープンスペースとしての質の向上や創出を図るため、新たな公園施設の設置やにぎわいを創出する事業について提案を求めます。

ア ハード事業

新たな機能の付加や休止中施設の機能転換、未活用施設の有効活用等により、長居公園の効用と魅力を高めるとともに、公園利用者へのサービス向上を図るため、新たな公園施設の設置提案を求めます。提案に当たっては、「2(3)②設置場所」に記載している各エリ

アの特徴も踏まえて提案してください。なお、苗圃跡エリアの提案は、大阪市が必要とする面積の確保とエリア内西側への機能集約を指定管理事業者の負担で実施していただくことが前提となります。詳細については、別図2を参照してください。

既存売店（休止中の売店含む）については、公園利用者の利便性向上につながる適切な施設配置とすることを前提に、改修や移設、機能転換、機能集約、廃止等の見直しの提案を求めます。

イ ソフト事業

現状の利用状況も考慮した上で、各種フェスティバルやマルシェ等、新たなにぎわいを創出するソフト事業の提案を求めます。

バーベキューエリアについて提案する場合は、おもいで森を展開場所とし、樹木の伐採は行わない形態で提案してください。なお、事業の実施に当たっては、大阪市から公園施設設置管理許可を受ける必要があります。また、管理運営に当たっては、管理エリアを明示するとともに、事業を実施していない間は、広く一般の利用に供してください。

III 長居陸上競技場等の既存スポーツ施設に関する提案【任意提案】

[現状]

長居陸上競技場は、サッカーチーム・セレッソ大阪のホームグラウンドであり、FIFAワールドカップ（2002年）や世界陸上選手権（2007年）が開催されたほか、例年、大阪国際女子マラソンの会場となるなど、多くの国際試合でも利用されています。また、長居第2陸上競技場も15,000人の観客収容が可能な本格的な陸上競技場として、各種大会で利用されています。なお、長居陸上競技場と長居第2陸上競技場は共に、日本陸上競技連盟第1種公認の陸上競技場であり、同公認を受けた陸上競技場を2つ有する都市公園は、日本国内でも長居公園のみです。

長居プールは、25メートルコースを8コース有する屋内温水プールと、7月1日から8月31日までの夏季期間に運営される屋外プールを備えており、多くの方に利用されています。

長居庭球場は、砂入り人工芝8面を有する屋外テニスコートであり、各種大会で利用されています。コートは全てナイター照明を完備しているため、夜間も利用することができます。

長居相撲場は、本格的な土俵と観客席を備えた屋外の屋根付き相撲場であり、主にアマチュア相撲の大会に利用されています。また、屋内には土俵（2面）や脱衣所等が設けられており、相撲教室等で利用されています。

長居運動場は、軟式野球やソフトボール、運動会をはじめ、各種イベント等、多目的に利用されています。

[提案を求める内容]

現在のスポーツ機能の維持を前提に、利用者のサービスをより向上させるための、観覧席、フェンス、照明設備等の改修の提案や、施設の利用率を高める全天候型化等の提案をすることができます。

長居相撲場は、現状の施設形態（屋内相撲場）及び同等程度の機能以上とすることを前

提に、長居公園内での移設の提案をすることができます。

各種スポーツ施設の高付加価値化を前提に、現在の利用料金を超える料金を提案することができますが、その場合は、利用料金を変更する妥当性等もあわせて提示してください。なお、利用料金の変更には大阪市公園条例等の関係条例の改正が必要となります。

② 多様な公園施設の連携に関する提案【任意提案】

[提案を求める内容]

長居公園のコンセプトである、人生100年時代を見据える中、スポーツ・教育・鑑賞を通じて生活の質の向上と健康長寿の取組みを実践していくためには、長居公園内のそれぞれの施設の個別の取組みにとどまることなく、一般園地やスポーツ施設、長居植物園、さらには新たな公園施設も含め、多様な公園施設の有機的な連携により相乗効果を生み出すことが有効です。

公園全体の魅力向上や価値向上につながる取組みとして、複数の施設を活用し一体的に展開する事業の提案をすることができます。

③ 環境負荷の低減及び新規技術の導入に関する提案【任意提案】

[提案を求める内容]

「2(7)施設の仕様条件」の環境面の配慮に加え、省エネルギー技術（建築物の高断熱化、高効率設備の導入等）や創エネルギー技術（再生可能エネルギーを活用した発電等）の導入、さらにはこれらを効果的に組み合わせる取組みについて提案をすることができます。

また、世界の諸都市で進められている「スマートシティ」の取組みを参考に、長居公園が有するスポーツ・教育・鑑賞機能のさらなる充実や、管理運営の効率化を図るための ICT、IoT、ビッグデータ等の新規技術の導入について提案をすることができます。

なお、新規技術の提案に当たっては、次のホームページに掲載されている取組み等も参考にしてください。

- ・ スマートシティに関する取組み（国土交通省）

http://www.mlit.go.jp/toshi/tosiko/toshi_tosiko_tk_000040.html

- ・ 大阪スマート戦略 ver1.0（案）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/it-suishin/sc/index.html>

④ ネーミングライツに関する提案【任意提案】

[提案を求める内容]

ネーミングライツとは公共施設等の命名権のことであり、命名した名称は市の広報活動等を通じて露出する機会が得られ、宣伝効果や地域社会への貢献によるイメージアップ等が期待されます。

長居陸上競技場、長居第2陸上競技場、長居庭球場、長居プール及び長居相撲場（以下「募集対象施設」という。）について、指定管理事業者によるネーミングライツの提案をすることができます。なお、長居陸上競技場及び長居陸上第2競技場については、両施設を合わせて提案してください。ネーミングライツの使用期間は、10年以上指定期間以内とします。また、最低募集価格（年額・税抜）は、長居陸上競技場及び長居第2陸上競技場は合わせて1億円、

長居庭球場及び長居プールはそれぞれ100万円、長居相撲場は10万円とします。ネーミングライツに関する提案は、この提案をもって決定するものではありません。いただいた提案を基に、指定管理事業予定者の選定後、大阪市との協議の上決定するものとします。

提案の無かった施設及び募集対象施設以外の施設は、別途、大阪市がネーミングライツ協力事業者を公募する場合があります。

⑤ その他の提案【任意提案】

I その他の魅力向上に関する提案【任意提案】

[提案を求める内容]

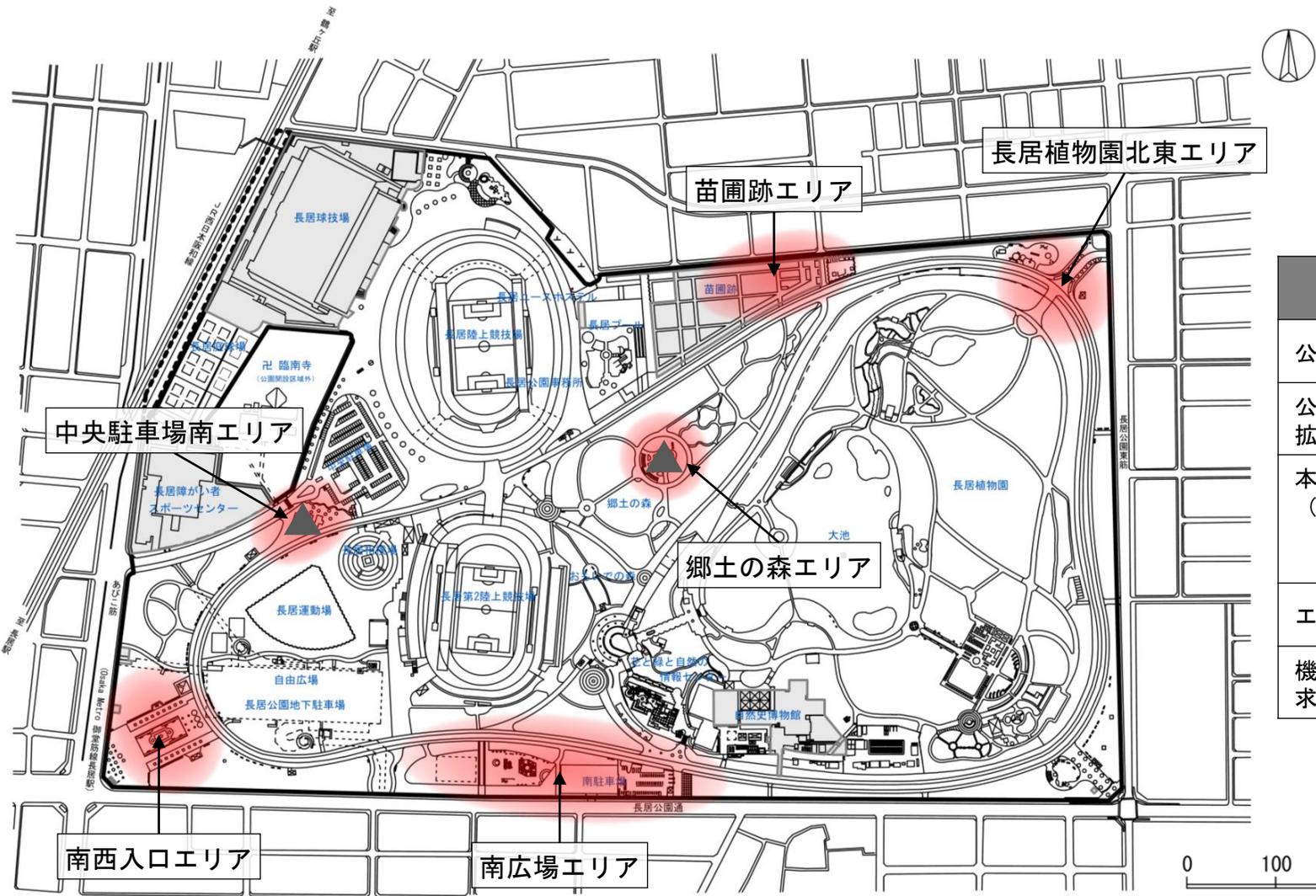
①～④の[提案を求める内容]のほか、長居公園の都市公園としての効用と魅力を高め、ひいては周辺地域の活性化につながる提案について、長居公園地下駐車場や長居ユースホテルも含め、自由に提案することができます。

II 6年目以降の魅力向上に関する提案【任意提案】

[提案を求める内容]

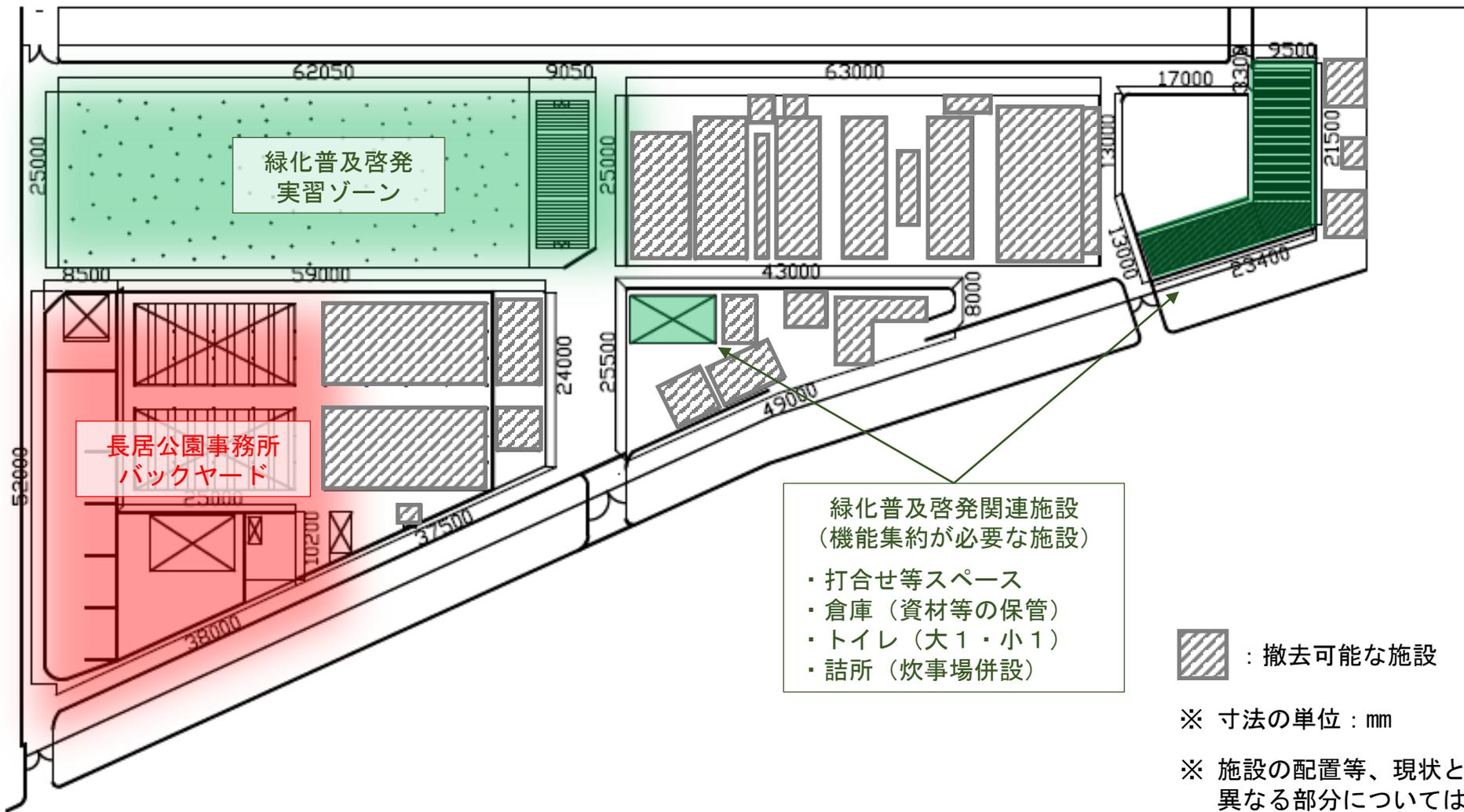
6年目以降の魅力向上事業の計画について、提案することができます。なお、提案事業は参考として取扱い、実際に提案事業を実施する際は、募集要項P21、13(2)に記載する次期事業計画に改めて記載する必要があります。

長居公園 エリア図



名称	凡例
公園開設区域	
公園開設区域の 拡張予定部分	
本公募対象外区域 (苗圃跡エリアの一部は 魅力向上事業に関する 提案が可能)	
エリア	
機能転換の提案を 求める水景施設	

苗圃跡エリアにおける大阪市が必要とする施設・ゾーン



緑化普及啓発
実習ゾーン

長居公園事務所
バックヤード

緑化普及啓発関連施設
(機能集約が必要な施設)

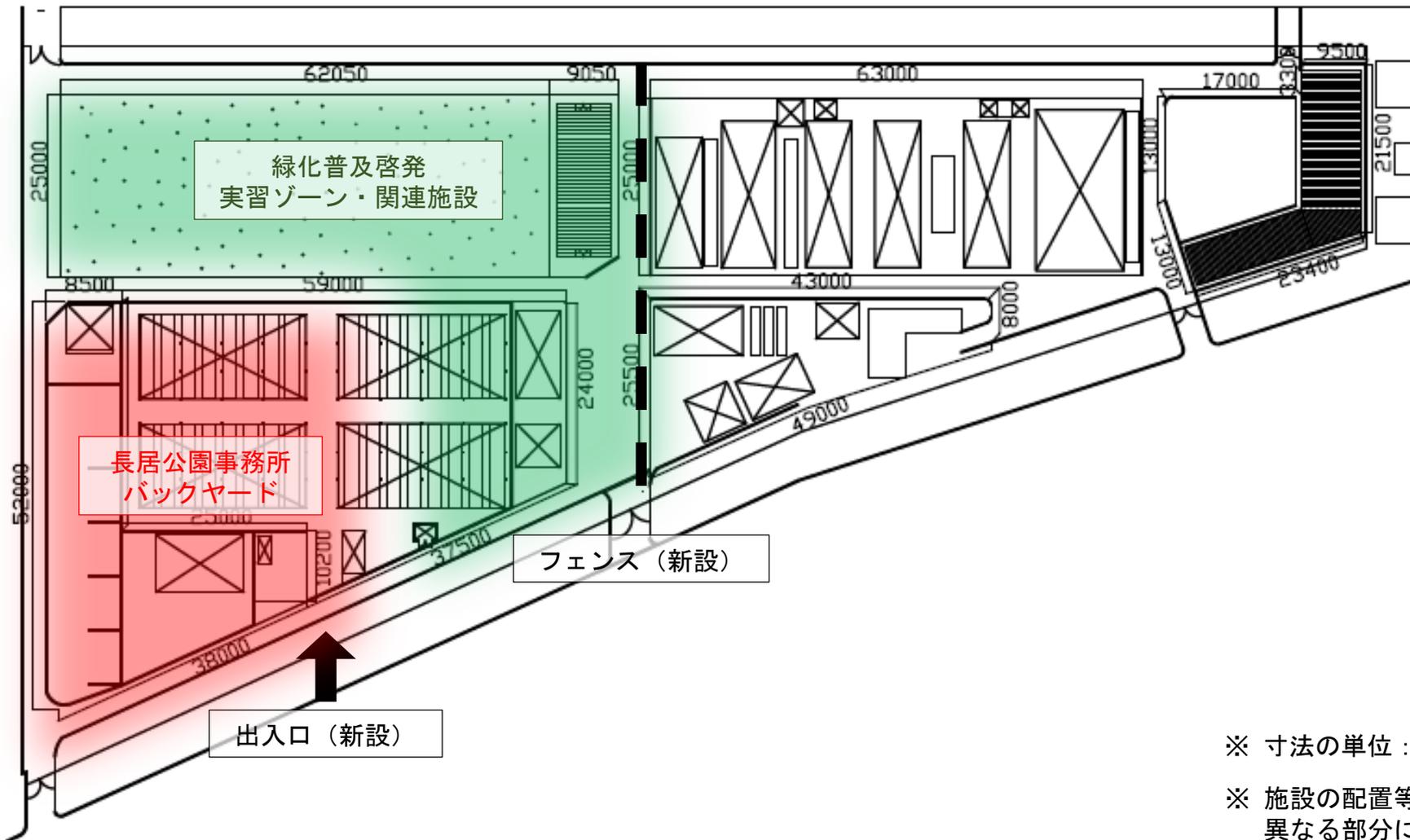
- ・ 打合せ等スペース
- ・ 倉庫 (資材等の保管)
- ・ トイレ (大1・小1)
- ・ 詰所 (炊事場併設)

: 撤去可能な施設

※ 寸法の単位 : mm

※ 施設の配置等、現状とは異なる部分については現状を優先します。

苗圃跡エリアにおける機能集約のイメージ



※ 寸法の単位 : mm

※ 施設の配置等、現状とは異なる部分については現状を優先します。